



NO248
別記第1号様式

令和5年度 道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金交付申請書

令和5年7月31日

函館市長 大泉 潤 様

函館市若松町12番5号

申請者

道南いさりび鉄道株式会社
代表取締役社長 川越 英雄

道南いさりび鉄道経営安定化補助事業に関し、補助金の交付を受けたいので、道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的およびその概要

北海道新幹線新青森・新函館北斗間の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離された道南いさりび鉄道線（五稜郭・木古内間）について、円滑な鉄道事業の実施と安定的な経営を図る。

2 補助事業の着手および完了の日

着 手 令和4年10月 1日

完 了 令和5年 3月31日

3 補助事業に要する経費 金 992,243,370円

4 補助金交付申請額 金 2,409,306円

別記第2号様式

補助事業の実績書

申請者の概要	設立年月日 平成26年8月1日
	構 成 員 役員2名 社員99名 計101名
	営む主な事業 鉄道事業、小売事業
補助事業 の 内 容	北海道新幹線新青森・新函館北斗間の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離された道南いさりび鉄道線（五稜郭・木古内間）について、円滑な鉄道事業の実施と安定的な経営を図る。
補助事業の 実施による効果	経営区間（五稜郭・木古内間）の路線維持と円滑な鉄道事業の実施を通じて、沿線地域の生活路線の確保を図るとともに、北海道と本州を結ぶ物流ルートを確保することができる。
備 考	

- (注) 1. この様式は、補助金の交付申請および実績報告をする場合に使用すること。
 2. 補助事業の内容は、詳細に記載すること。（別紙も可）
 3. その他必要と認めた書類を添付すること。

補助金交付申請額算出調書

区 分	補助事業に要する経費		補助対象経費 (円)	補助基準に より算出した額 (円)	補助基本額 (円)	補助率	補助金交付申請額 (円)	備考
	単価 (円)	数量	金額 (円)					
道南いさりび鉄 道株式会社経営 安定化補助事業			992, 243, 370		54, 756, 958	1000分の44	2, 409, 306	補助対象経費 は、費用から 派遣職員の人 件費(4, 651, 840) を、また、収 益から派遣職 員の人件費に 充てられる収 入(4, 651, 840) を、それぞれ 控除
合 計			992, 243, 370		54, 756, 958		2, 409, 306	

注 1 「区分」欄には、事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業において区分すべきこととされている事項）を記載すること。

2 「補助事業に要する経費」欄には、当該補助事業に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」、「数量」欄が不用のときは斜線で抹消すること。

3 「補助対象経費」欄には、当該補助事業のうち、補助の対象となる部分に係る経費の額を記載すること。

4 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準（額）が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消すること。

5 「補助基本額」欄には、当該補助金の算出の基礎となるべき額を記載すること。

6 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。

経費の配分調書

区分	補助事業要経 に する 費 (円)	負担区分					備考
		市費補助 (申請)額 (円)	自己負担 (円)	市助外助の 費金の金 (円)	補助等額 (円)	寄附金 (円)	その他 (円)
道南いさりび鉄道 株式会社経営安定 化補助事業	992,243,370	2,409,306	937,486,412	52,347,651		0	1 北海道 北斗市 木古内町 「その他」の1円は補助金の端 数切捨分
計	992,243,370	2,409,306	937,486,412	52,347,651		0	1

注 1 「区分」欄には、経費名又は細分された事業名を記載すること。

2 「負担区分」欄中「その他」の欄には、当該補助事業に要する経費を支弁するための財源として、「市費補助（申請）額」欄、「自己負担額」欄、「市費補助金以外の補助金等」欄又は「寄附金」欄に記載すべき収入金以外の収入金があるときは、その額を記載し、かつ、その収入金の内容を「備考」欄に記載すること。

3 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載すること。

4 「負担区分」欄を「市費補助（申請）額、自己負担額、市費補助金以外の補助金等、寄附金、その他」以外に細分する必要がある場合は、適宜欄を追加して使用すること。

別記第6号様式

事業精算書

事業名 道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助事業

収入の部

科 目	予 算 額		精 算 額	内 容		備 考
	当 初	更正後の額		収 入 額	収 入 未 済 額	
営業収入 (派遣職員の人件費に充てられる収入)	596,247,000 (9,000,000)		914,067,594 (4,651,840)	914,067,594 (4,651,840)	0	
営業外収入	0		14,253,260	14,253,260	0	
特別利益	0		9,165,558	9,165,558	0	
補助金(欠損補てん分)	83,028,000		54,756,957	0	54,756,957	
その他	0		1	0	1	
計	679,275,000		992,243,370	937,486,412	54,756,958	

支出の部

科 目	予 算 額		精 算 額	内 容		備 考
	当 初	更正後の額		支 出 額	支 出 未 済 額	
営業費 (派遣職員の人件費)	672,800,000 (9,000,000)		956,507,073 (4,651,840)	956,507,073 (4,651,840)	0	
営業外費用	6,475,000		20,888,996	19,573,608	1,315,388	北海道借入金利息
特別損失	0		6,906,568	6,906,568	0	
法人税、住民税及び事業税	0		7,940,733	7,940,733	0	
計	679,275,000		992,243,370	990,927,982	1,315,388	

上記のとおり精算したことを証明します。

令和5年7月31日

道南いさりび鉄道株式会社

代表取締役社長 川越 英雄

注

- 1 この様式には、当該補助事業に要した経費のみを記載すること。
- 2 「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金の交付を受けた者における通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者の区分に従い記載して差し支えないこと。
- 3 「予算額」欄中「更正後の額」欄には、補助事業者の議決機関等における最終の更正後の額（予算の流用による更正後の額を含む。）を記載すること。
- 4 「収入未済額」及び「支出未済額」欄には、債権又は債務が確定している額を記載し、かつ、債務者又は債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。
- 5 「不用額」欄には、「更正後の額」（更正していない場合は、「当初」）欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額を記載すること。

受付

W0426

12.25 別記第1号様式

企画部

令和5年度 道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金交付申請書

令和5年12月22日

函館市長 大泉 潤 様

函館市若松町12番5号

申請者

道南いさりび鉄道株式会社
代表取締役社長 川越 英雄

道南いさりび鉄道経営安定化補助事業に関し、補助金の交付を受けたいので、道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的およびその概要

北海道新幹線新青森・新函館北斗間の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離された道南いさりび鉄道線（五稜郭・木古内間）について、円滑な鉄道事業の実施と安定的な経営を図る。

2 補助事業の着手および完了の日

着 手 令和5年 4月 1日

完 了 令和5年 9月30日

3 補助事業に要する経費 金 1,141,911,229円 /

4 補助金交付申請額 金 6,392,765円 /

補助事業の実績書

申請者の概要	設立年月日 平成26年8月1日
	構 成 員 役員2名 社員99名 計101名
	営む主な事業 鉄道事業、小売事業
補助事業 の 内 容	北海道新幹線新青森・新函館北斗間の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離された道南いさりび鉄道線（五稜郭・木古内間）について、円滑な鉄道事業の実施と安定的な経営を図る。
補助事業の 実施による効果	経営区間（五稜郭・木古内間）の路線維持と円滑な鉄道事業の実施を通じて、沿線地域の生活路線の確保を図るとともに、北海道と本州を結ぶ物流ルートを確保することができる。
備 考	

- （注） 1. この様式は、補助金の交付申請および実績報告をする場合に使用すること。
 2. 補助事業の内容は、詳細に記載すること。（別紙も可）
 3. その他必要と認めた書類を添付すること。

補助金交付申請額算出調査書

区 分	補助事業に要する経費		補助対象経費 (円)	補助基準に より算出し た額 (円)	補助基本額 (円)	補助率	補助金交付申請額 (円)	備考
	単価 (円)	数量						
道南いさりび鉄 道株式会社経営 安定化補助事業			1,141,911,229		145,290,136	1000分の44	6,392,765	補助対象経費 は、費用から 派遣員の人 件費 (4,777,998) を、また、収 入を、また、遣 職員の人員費に 充てられる収 入 (4,777,998) を、それぞれ 控除
合 計			1,141,911,229		145,290,136		6,392,765	

注 1 「区分」欄には、事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業において区分すべきこととされている事項）を記載すること。

2 「補助事業に要する経費」欄には、当該補助事業に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」、「数量」欄が不用のときは斜線で抹消すること。

3 「補助対象経費」欄には、当該補助事業のうち、補助の対象となる部分に係る経費の額を記載すること。

4 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準（額）が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消すること。

5 「補助基本額」欄には、当該補助金の算出の基礎となるべき額を記載すること。

6 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。

経費の配分調書

区分	補助事業に要する経費 (円)	負担区分						備考
		市費補助 (申請)額 (円)	自己負担 (円)	市助外助の 費金の金 (円)	補助等額 (円)	寄附金 (円)	その他 (円)	
道南いさりび鉄道 株式会社経営安定 化補助事業	1,141,911,229	6,392,765	996,621,093	138,897,368	—	0	3	北海道 116,232,108円 北斗市 16,272,495円 木古内町 6,392,765円 「その他」の3円は補助金の端 数切捨分
計	1,141,911,229	6,392,765	996,621,093	138,897,368	—	0	3	

注 1 「区分」欄には、経費名又は細分された事業名を記載すること。

2 「負担区分」欄中「その他」の欄には、当該補助事業に要する経費を支弁するための財源として、「市費補助（申請）額」欄、「自己負担額」欄、「市費補助金以外の補助金等」欄又は「寄附金」欄に記載すべき収入金以外の収入金があるときは、その額を記載し、かつ、その収入金の内容を「備考」欄に記載すること。

3 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載すること。

4 「負担区分」欄を「市費補助（申請）額、自己負担額、市費補助金以外の補助金等、寄附金、その他」以外に細分する必要がある場合は、適宜欄を追加して使用すること。

別記第6号様式

事業名 道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助事業

事業 精 算 書

収入の部

科 目	予 算 額		精 算 額	内 訳		備 考
	当 初	更正後の額		収 入 済 額	収入未済額	
営業収入 (派遣職員の人件費に充てられる収入)	593,529,000 (9,000,000)	円	／ 984,302,822 (4,777,998)	円 － 984,302,822 (4,777,998)	円 0	
営業外収入	0		／ 10,990,103	／ 10,990,103	0	
特別利益	0		／ 1,328,168	／ 1,328,168	0	
補助金(欠損補てん分)	92,602,000		145,290,133	0	145,290,133	
その他	0		3	0	3	
計	686,131,000		／ 1,141,911,229	／ 996,621,093	145,290,136	

支出の部

科 目	予 算 額		精 算 額	内 訳		備 考
	当 初	更正後の額		支 出 済 額	支出未済額	
営業費 (派遣職員の人件費)	675,731,000 (9,000,000)	円	／ 1,128,506,669 (4,777,998)	円 4,128,506,669 (4,777,998)	円 0	
営業外費用	10,400,000		－ 11,249,632	／ 9,401,813	1,847,819	北海道借入金利息
特別損失	0		－ 2,154,400	／ 2,154,400	0	
法人税、住民税及び事業税	0		／ 528	／ 528	0	
計	686,131,000		／ 1,141,911,229	／ 1,140,063,410	1,847,819	

上記のとおり精算したことを証明します。

令和5年12月22日

道南いさりび鉄道株式会社

代表取締役社長 川越 英雄

注

- 1 この様式には、当該補助事業に要した経費のみを記載すること。
- 2 「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金の交付を受けた者における通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者の区分に従い記載して差し支えないこと。
- 3 「予算額」欄中「更正後の額」欄には、補助事業者の議決機関等における最終の更正後の額（予算の流用による更正後の額を含む。）を記載すること。
- 4 「収入未済額」及び「支出未済額」欄には、債権又は債務が確定している額を記載し、かつ、債務者又は債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。
- 5 「不用額」欄には、「更正後の額」（更正していない場合は、「当初」）欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額を記載すること。